

岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者制度導入（再開）にあたっての基本方針（概略版）

平成 24 年 9 月 24 日
岩手県農林水産部漁港漁村課

1 要旨

岩手県は、海浜利用と地域産業の活性化等を目的として、種市漁港海岸休養施設を設置している。

これらの施設は平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者が施設の管理を行ってきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により管理棟等の主要施設が甚大な被害を受け施設が利用できなくなったため、指定管理者による管理を取止めていたところ。

今般、平成 24 年度内には主要施設の復旧工事が完了する見込みとなったため、平成 25 年度以降、指定管理者制度を導入（再開）するもの。

2 基本方針

- (1) 種市漁港海岸休養施設について平成 25 年度から指定管理者による管理運営を再開する。
- (2) 指定期間は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。
- (3) 指定管理者は非公募とし、洋野町を単独指定する。
- (4) 利用料金制を導入する。

3 指定管理者制度導入（再開）背景

平成 23 年 4 月から、第 2 期指定管理期間の管理者として洋野町を指定していたが、東日本大震災津波により、施設が甚大な被害を受けたことから、指定管理者制度による管理を中断している。

被災施設の主要部分については、平成 24 年度内に復旧工事を完了する予定のため、平成 25 年度以降の管理について指定管理者による管理を再開することとしたもの。

4 指定管理期間

- (1) 開始（再開）期間
主要施設の復旧が完了し、施設の供用が再開できる平成 25 年 4 月 1 日からとする。
- (2) 指定管理期間
指定管理者の長期的な展望に基づく、安定的施設管理及び施設の利用・効用増加方策の推進を図るため、公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインに示される「概ね 3 年から 5 年程度」の範囲内で最長期間である 5 年を指定管理期間とするもの。

5 指定管理者募集方針

次の理由から、指定管理者は非公募とし、洋野町を単独指定する。

- 種市漁港海岸休養施設は、地元町である洋野町（旧種市町）の要望もあり、国土保全施設の整備とあわせて、地域の活性化を目的に整備した施設である。
当該施設は、各種イベント会場に適する広場を有する施設としては、同町唯一の海域に面した施設であり、海域を有する同町において重要な観光資源として現在も活用されている状況から、同町が主体的に活用できる観光資源の確保のため、非公募として洋野町を単独指定するもの。

6 管理経費

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定による「利用料金制」を採用し、施設から得られる収入を指定管理者の収入としたうえで、管理には当該収入を充てる。

なお、使用料は岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号）第 6 条に定める使用料の範囲内で、指定管理者が定める額とする。

[海岸休養施設条例に定める使用料]

| 区分 | | 単位 | 利用料金の上限 |
|----|---------------------------|-------------------------|---------|
| 1 | キャンプ広場 | 1 日までごとにテント 1 張につき（※ 1） | 1,000 円 |
| 2 | 駐車場 | 4 輪以上の自動車 1 台 1 回につき | 1,300 円 |
| 3 | ロッカー | 1 回につき | 200 円 |
| 4 | シャワー （※ 2） | （1）小学校児童及び中学校生徒 | 1 回につき |
| | | （2）その他の者 | 1 回につき |
| 5 | 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること | 1 件 1 日につき | 1,200 円 |
| 6 | 緑地又は広場の全部又は一部を独占して使用すること | | |

※ 1 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

※ 2 幼児のシャワーに係る利用料金は、無料とする。

[管理費実績]

単位：千円

| 項目 | H20 | H21 | H22 | 3 年平均 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 電気料 | 924 | 911 | 852 | 896 |
| 水道料 | 309 | 328 | 337 | 325 |
| 諸経費 | 1,227 | 1,006 | 1,133 | 1,122 |
| 計 | 2,498 | 2,283 | 2,360 | 2,381 |

7 スケジュール

| 時期 | 内容 |
|----------|-----------------------------|
| 9 月下旬 | 第 1 回選定委員会 基本方針説明、募集方針決定 |
| 9 月下旬 | 募集方針公表 |
| 10 月下旬 | 指定申請書提出締切・内容確認 |
| 10 月下旬 | 第 2 回選定委員会 申請内容確認、指定管理者候補決定 |
| 12 月 | 指定管理者指定（議会議決） |
| 1～3 月 | 基本協定書締結 |
| H25. 4 月 | 指定管理開始 |

岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者制度導入（再開）にあたっての基本方針

平成 24 年 9 月 24 日
岩手県農林水産部漁港漁村課

1 趣旨

岩手県（以下「県」という。）は、海浜利用と地域産業の活性化等を目的として、種市漁港海岸休養施設を設置している。

これらの施設は平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者が施設の管理を行ってきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により管理棟等の主要施設が甚大な被害を受け施設が利用できなくなったため、指定管理者による管理を取止めていたところ。

今般、平成 24 年度内には主要施設の復旧工事が完了する見込みとなったため、平成 25 年度以降の指定管理者制度導入（再開）に係る基本方針を定めるもの。

2 指定管理者制度の導入（再開）目的

次の点を目指し、平成 25 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入（再開）する。

- (1) 地域住民等と協力し、施設の利用を最大限に高めると共に、施設の効用を最大限発揮すること。
- (2) 利用者ニーズに、効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上を図ること。
- (3) 維持管理等経費の削減を図ること。

3 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

| 名称 (所在地) | 主な施設の内容 |
|---------------------------|----------------------------|
| 種市漁港海岸休養施設 (洋野町、種市漁港内) | 1 シーサイドハウス（シャワー、ロッカー、トイレ等） |
| | 2 キャンプ場 |
| | 3 多目的広場 |
| | 4 駐車場 |
| | 5 イベント広場 |

(2) 設置目的

ア 漁港区域に係る海岸の区域において、海岸保全施設（防潮堤）の前面の海浜に、快適な海浜利用及び背後の生活環境の保護を図るために、国土保全と調和の取れた施設（海浜公園）を設定している（平成 11 年 4 月 1 日から供用開始）。

イ 日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用した「地域活性化漁村・漁場緊急整備開発プロジェクト事業」により整備されたものであり、個別の施設目的のほか、同事業により整備された他の施設と合せて、地域産業の活性化も目的としている。

(3) 利用状況（東日本大震災津波以前）

海岸休養施設が所在する種市海浜公園は、県北有数の海水浴場として県内外から観光客が訪れていた。また、サーフィンスポットとして有名なほか、洋野町の特産品であるウニをメインにした祭り等、各種イベントの主会場として利用され、周辺施設も含めると夏場には30万人近い人出があり地域の重要な観光資源でもあった。

(4) 東日本大震災津波被害及び復旧方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波（以下「震災」という。）により、管理棟等の主要施設が甚大な被害を受け施設が利用できなくなったほか、防波堤等の消波施設も被災し、海水浴もできない状態となった。

沿岸地域に甚大な被害を受けた県全体としても、また施設が位置する洋野町としても重要な観光資源であるため、被災施設を早期に復旧することとし、平成23年度には施設設計を終え、平成24年度内に主要施設の復旧工事を完了する予定である。

(5) 管理業務実施者

平成11年度から平成17年度までは管理委託方式に九戸郡種市町（現洋野町）が、また、平成18年度からは指定管理者方式により洋野町が管理業務を行っていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により管理棟等の主要施設が甚大な被害を受け施設が利用できなくなったため、指定管理者による管理を取止めていたところ。

なお、洋野町は平成23年度から平成27年度までの第2期指定管理期間も指定管理者として管理する予定であった。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の使用の受付及び使用許可
- (2) 施設内清掃
- (3) 植栽の管理（剪定、草刈）
- (4) 安全管理（施設の見回り）
- (5) 施設の小規模修繕
- (6) トイレ管理（トイレ汲取り、消耗品の補充）
- (7) 電気料・水道料等の支払い

5 指定管理者が行う管理の基準

次のとおりとするが、指定管理者に応募する法人等の団体（以下「応募者」という。）の提案等を受け決定することとする。

(1) 管理運営にあたっての基本的な考え方

ア 地域住民等と協力し、施設の利用を最大限に高めると共に、施設の効用を最大限発揮すること。

イ 利用者ニーズに、効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上を図ること。

(2) 開場期間等

海岸休養施設条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 51 号）の規定によるものとする。

【海岸休養施設条例施行規則に定める開場日等】

| 名称 | 開場期間 | 閉場時間 |
|------------------|-------|-----------|
| 1 シーサイドハウス | 通年（※） | 9時から17時まで |
| 2 緑地広場、キャンプ場、駐車場 | 通年（※） | 通年（※） |

※ 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 までは休場日とする。

(3) 使用料の設定

海岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号）の規定によることとする。

【海岸休養施設条例に定める使用料】

| 区分 | 単位 | 利用料金の上限 | |
|-----------------------------|------------------------|---------|-------|
| 1 キャンプ広場 | 1 日までごとにテント 1 張につき（※1） | 1,000 円 | |
| 2 駐車場 | 4 輪以上の自動車 1 第 1 回につき | 1,300 円 | |
| 3 ロッカー | 1 回につき | 200 円 | |
| 4 シャワー（※2） | (1) 小学校児童及び中学校生徒 | 1 回につき | 200 円 |
| | (2) その他の者 | 1 回につき | 300 円 |
| 5 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること | 1 件 1 日につき | 1,200 円 | |
| 6 緑地又は広場の全部又は一部を独占して使用すること | | | |

※1 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

※2 幼児のシャワーに係る利用料金は、無料とする。

(3) 自主事業

指定管理者は、基本協定書で定めるところにより、予め県の承認を得たうえで、指定管理者の自主的な提案による事業（以下「自主事業」という。）を実施することができることとする。なお、実施できる自主事業は概ね以下によることとする。

- ア 施設の利用及び効用の増加を図るものであること。
- イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること。
- ウ 自主事業で得た収入は、指定管理者の収入とすることができること。
- エ 自主事業の収支見込や事業の形態は、業務仕様書に示す指定管理者の本来業務に支障をもたらさないと認められるものであること。
- オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、自主事業に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- カ 施設運営の継続性に影響を与えないこと

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

ただし、業務の一部について予め県が認めた場合は、この限りではありません。

(5) 関係法令等の遵守

次の関連する法令等を遵守することとする。

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）
- イ 海岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号）
- ウ 海岸休養施設条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 86 号）
- エ その他関係法令及び県が示す運用基準等

(6) 情報の取り扱い等

ア 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関しては、個人情報保護条例(平成 13 年岩手県条例第 7 号)に基づき、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な内部規程やチェック体制を構築する等の措置を講じることとする。

イ 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）等に基づき、処理することとする。

(7) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、岩手県文書管理規定に準じ、適正に管理・保存することとする。また、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡すこととする。

(8) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者

に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととする。この協定の期間が終了した後も同様とする。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意することとする。

- ア 環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。
- ウ 化学物質等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- エ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(10) 地域経済・地域雇用・地域振興

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、地域経済、地域雇用、地域振興に配慮することとする。

(11) 利用者意見の管理への反映、周辺施設との連携

指定管理者は、施設の運営に当たっては、利用者ニーズに対応するため、利用者の意見を収集し、施設運営に反映させること。また、地域活性化のため整備されている周辺施設と緊密に連携し、観光イベント等の実施に当たっては、地域住民等と協力することとする。

(12) 事業計画書及び収支予算書の提出等

ア 事業計画書及び収支予算書の提出等

毎年度2月下旬までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、事前に県と調整を図った上で作成し、提出することとする。

イ 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出することとする。

6 管理に係る経費

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、施設の収入を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用し、管理に係る経費は収入の範囲内で行うこととする。

7 指定管理者として指定する期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期

期内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることとする。

8 指定管理者の募集方法

(1) 募集方法

単独指定（非公募）とする。

(2) 単独指定する理由

種市漁港海岸休養施設は、地元町である洋野町（旧種市町）の要望を受け、同町が管理することを前提として整備した施設である。

当該施設は、各種イベントの会場として適する広場を有する施設としては同町唯一の海域に面した施設であり、海域を有する同町において重要な観光資源として現在も活用されている現状から、同町が主体的に活用できる観光資源の確保のため、非公募として洋野町を単独指定するもの。

9 指定管理者の選定方法

(1) 単独指定する指定管理者候補者から提出される指定申請書等の内容を、岩手県農林水産部所管指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その結果を踏まえ、選定する。

(2) 指定管理者候補者は、県議会の指定の議決を得た後、指定管理者として指定する。

基本方針
参考資料

【参考1】

指定管理者制度導入スケジュール（案）

| 月 | 時期 | 主な事務 | 選定委員会 | 摘要 |
|----|----|----------------------------|--------|-------------------|
| 9 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | 基本方針の確認 募集開始 | 第1回委員会 | |
| 10 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | 募集締切 指定申請資料分析 候補者の決定 | 第2回委員会 | 12月議会議案 題名通知締切 |
| 11 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | | | 使用料手数料等 改定検討締切 |
| 12 | 上旬 | 12月定例県議会での指定管理者指定 | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | | | |
| 1 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | | | |
| 2 | 上旬 | 管理協定締結 | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | 施設利用料金承認告示 | | |
| 3 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | | | |
| | 下旬 | | | |
| 4 | 上旬 | 指定管理による管理開始 | | |

【参考2】洋野町の主な観光地



人々がふれあい 心豊かにいきいきと躍動するまち
[▶ サイトマップ](#) ▶ [お問い合わせ](#) ▶ [検索](#)

[ホーム](#) > [観光](#) > [観光案内](#) > [観光ガイドマップ](#)

洋野町観光ガイドマップ

- ① [役場—種市庁舎](#)
- ② [セシリアホール](#)
- ⑧ [役場—中野支所](#)
- ⑬ [役場—大野庁舎](#)
- ③ [たねいち産直ふれあい広場](#)
- ④ [種市ふるさと物産館](#)
- ⑩ [つけもの工房「味菜館」](#)
- ⑪ [産業デザインセンター](#)
- ⑭ [おおのパン工房](#)
- ⑤ [種市海浜公園](#)
- ⑰ [大野ふるさと物産館](#)
- ⑱ [そば工房「雑穀黄金」](#)
- ⑲ [豆腐の工房「豆風鈴」](#)
- ⑫ [大野パークゴルフ場](#)
- ⑬ [グリーンヒルおおの](#)
- ⑫ [ひろのまきば天文台](#)
- ⑫ [森のカブト虫館](#)
- ⑫ [大谷温泉](#)
- ⑫ [大和の丘森林公園](#)
- ⑫ [久慈平岳](#)
- ⑫ [アグリパークおおさわ](#)
- ⑥ [産岩](#)
- ⑦ [岡谷稲荷神社](#)
- ⑨ [中野白滝](#)
- ⑮ [大野ダム](#)
- ⑮ [瀧澤大滝](#)



[▶ ページ先頭へもどる](#)

[お問い合わせ](#) | [課一覧](#) | [アクセスマップ](#) | [個人情報の取扱いについて](#)

Copyright 2006 Hirono Town.

【参考 3】

種市海浜公園入場者数

| 年度 | 種市海浜公園 | うち海水浴場 |
|----------|---------|--------|
| 平成 20 年度 | 238,871 | 11,801 |
| 平成 21 年度 | 239,438 | 10,016 |
| 平成 22 年度 | 253,731 | 14,132 |

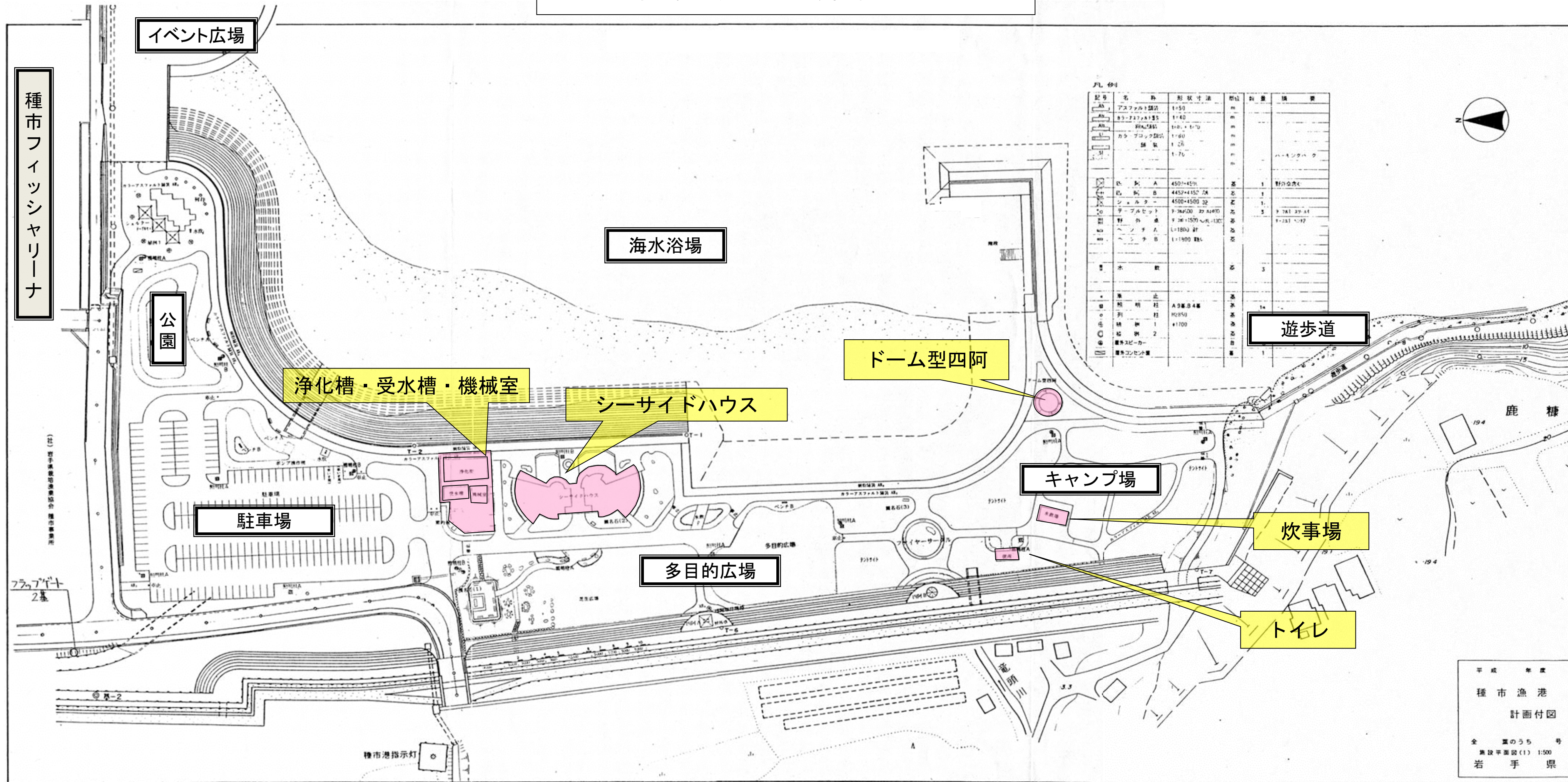
【参考 4】

種市海岸休養施設を会場とした主なイベント（平成 23 年～平成 24 年 7 月）

| 開催年月日 | イベント名等 | 主催者 | 参集者人数 |
|------------|-----------------------|-----------|--------|
| 23.7.23-24 | ひろのビーチサッカーフェスティバル | 久慈青年会議所 | 2,200 |
| 24.7.1 | サーフィン体験教室 | 洋野町観光協会 | 10 |
| 24.7.8 | サーフィン体験教室 | 洋野町観光協会 | 10 |
| 24.7.15 | たねいちウニまつり | 洋野町 | 16,000 |
| 24.7.21-22 | ひろのビーチサッカーフェスティバル | 久慈青年会議所 | 2,000 |
| 24.7.21 | 被災地復興演歌キャラバン | 日本音楽事業者協会 | 1,500 |
| 24.7.21 | 洋野町花火大会 | 洋野町 | 4,000 |
| 24.7.21 | 復興屋台村 | 洋野町 | 1,500 |
| 24.7.28-29 | ひろの UNI カップビーチバレーフェスタ | 洋野町 | 750 |
| 24.7.29 | サーフィン体験教室 | 洋野町観光協会 | 10 |

【参考5】

岩手県立種市漁港海岸休養施設詳細平面図



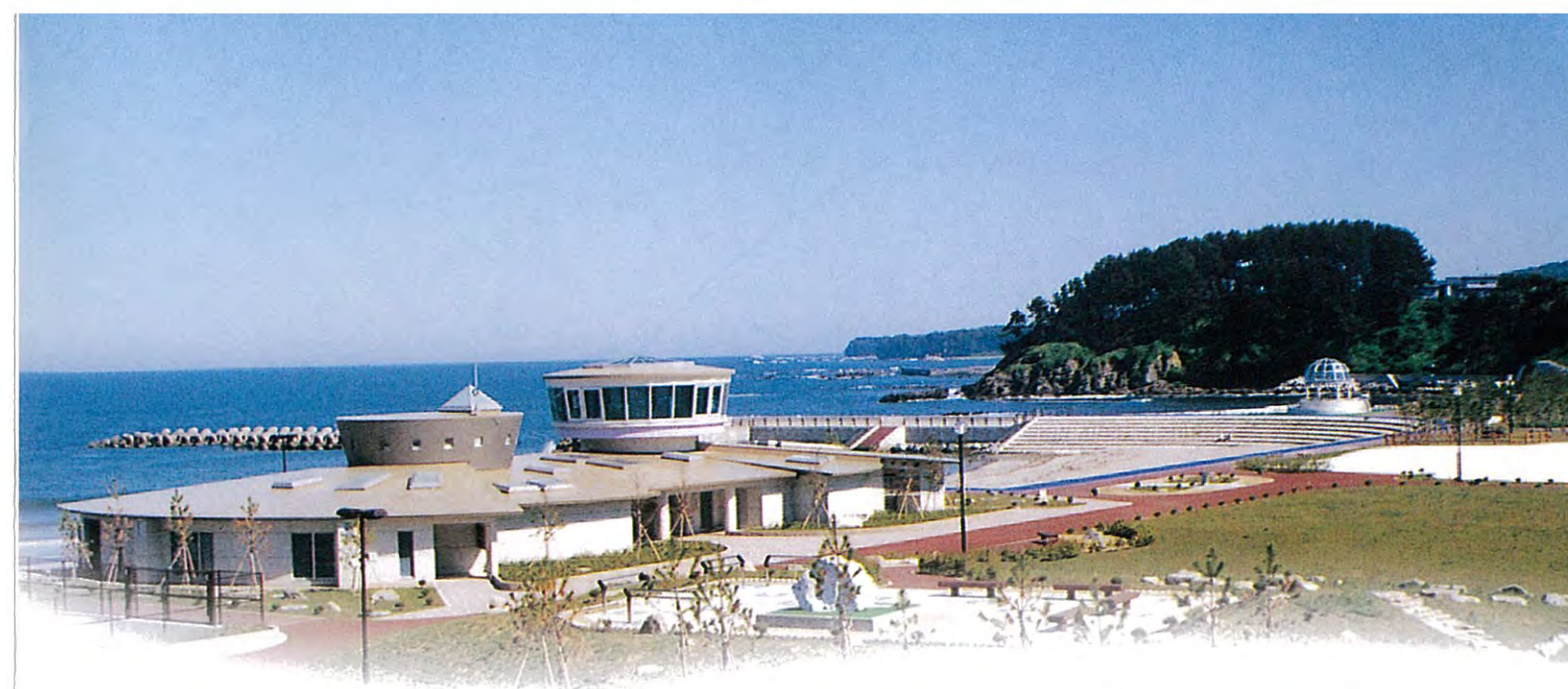
交通

- JR八戸線種市駅より
……………徒歩15分
- JR盛岡駅より、JRバスまたは岩手県北バスで種市ふるさと物産館行き
…………種市ふるさと物産館下車、徒歩3分
(バス所要時間2時間25分)



キャンプ場などの施設の利用については、種市海岸休養施設シーサイドハウス、種市町役場、または久慈地方振興局水産部まで、お問い合わせください。

| | |
|------------|---------------|
| シーサイドハウス | ☎0194-65-5555 |
| 種市町役場 | ☎0194-65-2111 |
| 久慈地方振興局水産部 | ☎0194-53-4985 |



たねいち海浜公園のご案内



種市海岸休養施設

種市海岸休養施設は、太平洋を臨む北三陸の豊かな自然に囲まれた種市漁港南側に開設されたレジャー施設です。

施設正面が海水浴場となっているほか、施設内にはキャンプ場や多目的な緑地広場などもあり、どなたでもご利用できます。

シーサイドハウス と多目的広場

貝を模った姿が、太平洋の美しい景色と一体となっている管理棟。一階は、温水シャワー、コインロッカーがあり（有料）、二階は太平洋を一望できるパノラマ展望台となっています。

手前の芝地は多目的広場。イベントの開催はもちろん、子供の遊び場としても快適です。



展望台内は、360度の視界が開け、天井からも太陽の光を取り込んだ開放的な構造となっています。



休憩所

童話的な世界を演出する、美しいガラスの屋根をかけた休憩所。



海水浴を、より快適なものにしてくれるシャワールーム。どなたでもご利用できます。

| | |
|---------|------|
| 〈利用料〉 | |
| 高校生以上 | 200円 |
| 小学生・中学生 | 100円 |



キャンプ村

太平洋の潮風に吹かれながら快適にキャンプを楽しめます。

ご家族で、友達と、お気軽にご利用ください。

〈利用料〉

テント一張 一日700円



キャンプ広場内は炊事場、トイレが整備され、気軽にキャンプを楽しむことができます。



細かい砂利を敷きつめ、安全にバーベキューなどを楽しむことができるファイヤーサークル。

【参考7】

東日本大震災被害状況



【参考8】

